

三次市教育委員会議案第7号

三次市家庭教育支援アドバイザーの委嘱について

三次市家庭教育支援アドバイザー設置要綱（平成24年教育委員会告示第14号）第3条の規定により、別紙の者を三次市家庭教育支援アドバイザーに委嘱することについて、議決を求める。

平成25年4月26日提出

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基